

電設協発 24 第 89 号
平成 24 年 7 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一 様

一般社団法人 日本電設工業協会
会 長 山 口 学



現場管理体制の改善に向けて（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の事業に関しまして格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、電気設備工事は建築業者の工程管理に大きく左右され、工程遅れによる「しわ寄せ」が工期終盤を担う電気設備工事会社に大きくのしかかっています。このため、過重労働や経費の増加、現場の安全への影響が懸念されるとともに、建設工事の品質、性能の低下等の弊害をもたらし、企業の健全な維持、発展をも揺るがしかねない重大な問題となっています。

本来、元請業者が行うべき作業を電気設備工事業者の主任技術者等の現場管理社員が担っていることなどが超過勤務の要因となり、長時間労働や休日出勤の常態化だけでなく、深夜作業におよぶストレスもあいまって、心身両面において健康に障害が発生し、就労できなくなる事態も生じています。また、所定外労働（超過勤務）を行っている現場管理社員に対して割増賃金を支払う等、会社経営にも大きな支障となっています。

本会会員企業を対象に「現場管理社員の労働条件等に関するアンケート調査」（平成 23 年 8 月実施）を行ったところ、現場管理社員の約半数が 60 時間超の所定外労働をしており、週休日についても 4 週 4 休以下が約 60%を占めている実態が浮き彫りになりました。所定外労働が発生する要因としては、工程遅れや本来、元請業者が行うべき業務を下請負業者が肩代わりしていること等が大きな割合を示しています。

以上を踏まえ、本会としては、建設生産物の品質や性能を確保し、顧客に対して良質な電気設備を提供するとともに、現場管理社員が健康を保持し生活のための時間を確保して働くことができるよう、現場管理体制の改善を図りたく、貴会に対し下記の事項を要望いたします。また、貴会傘下会員企業に対しましてもこの旨の周知徹底を宜しくお願い申し上げます。

記

1) 適正工期の確保

- ①4週8休（完全週休2日制）や不稼働日を考慮した工期設定をお願いしたい（計画的工期設定）。
- ②試験運転調整期間を考慮した工期設定をお願いしたい（概成工期）。
- ③前工程の建築工事が遅れた場合には、発注者、元請業者と下請業者が協議し、マスター工程表の竣工日を伸ばす等の対応をお願いしたい。
- ④工事施工中における工程確認の徹底をお願いしたい。
- ⑤工期変更に伴う精算をお願いしたい。
- ⑥ノー残業デーの実施、現場の土曜閉所等の取り組みを実施して頂きたい。

2) 設計図の精査

コンサル段階での現地調査を行って現場の状況を把握するとともに、施主の要望事項を十分に盛り込んだ精査された設計図を作成して頂きたい。

3) 現場管理体制の強化

- ①現場管理体制をより一層強化して頂きたい。
- ②発注担当者や設計会社、関連工事会社との調整を的確に行って頂きたい。
- ③本来、元請業者がすべき業務をきちんと線引きして頂きたい。
- ④建設生産システム合理化推進協議会が作成した「電気設備工事に関する施工条件・範囲リスト」を活用して頂きたい。
- ⑤疑義に対する回答、指示を速めるため、ワンデイレスポンスを導入して頂きたい。

4) 安全・品質等に伴う資料の低減

- ①書類の簡素化・統一化を図って頂きたい。
- ②電子納品に伴う提出書類の精査を行って頂きたい。

5) その他

「建設業法令遵守ガイドライン（改訂） - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 」を遵守して頂きたい。

以上